



SNS相談窓口

中学生と高校生を対象に、子どもたちが普段よく利用するSNSを活用した相談窓口を開設します。
相談の受付を開始するときは、学校を通じてお知らせします。

いじめ電話相談 毎日24時間

TEL 059-226-3779

三重県総合教育センターに設置されており、臨床心理士などの専門家が対応します。
電話相談だけでなく、面接相談の予約もできます。

教育行政相談窓口

E-mail kyoiku@pref.mie.jp

24時間子供SOSダイヤル(文部科学省)

TEL 0120-0-78310

(なやみ言おう)

電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関(三重県総合教育センター)に接続します。毎日24時間対応します。(平成28年4月より)

チャイルドラインMIE

TEL 0120-99-7777

指示しない指導しない

月~土曜日 16:00~21:00

(12月29日から1月3日を除く)

子どもの心を受け止める18歳までの子ども専用電話

こどもほっとダイヤル

TEL 0800-200-2555

13:00~21:00

(12月29日から1月3日を除く)

18歳未満の子どもからの相談が対象です。

子どもの人権110番

TEL 0120-007-110

平日のみ 8:30~17:15

子どもの人権 SOS-eメール(24時間受付)

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

法務省の人権擁護委員又は、法務局職員が対応します。

いじめ以外の相談もできます。

保護者のみなさんからの相談にも対応します。

三重県警察 少年相談110番

TEL 0120-41-7867 (よい(子)なやむな)

月~金 9:00~17:00 土・日・祝日・年末年始を除く

少年サポートセンター

月~金 9:00~17:00 土・日・祝日・年末年始を除く

北勢少年サポートセンター(四日市南署内) TEL 059-354-7867

中勢少年サポートセンター(津署内) TEL 059-227-7867

南勢少年サポートセンター(伊勢署内) TEL 0596-24-7867

伊賀少年サポートセンター(名張署内) TEL 0595-64-7837

困ったその時、相談したいと思ったその時に、匿名でも気軽に相談できる電話相談です。

三重弁護士会 こども弁護士ダイヤル

月~金曜日 9:00~12:00

13:00~17:00

TEL 059-224-7950 (なくこゼロ)

いじめ、体罰、虐待など、「子どもの人権問題」に関する、子どもからの相談を無料で受け付けています。専用電話番号で受付を行い、弁護士から折り返し電話します。三重県内にお住まいか、三重県内の学校又は職場に通勤・通勤されている方に限ります。

トピックス 『ピンクシャツデー』



ピンクシャツデーとは、2007年にカナダで誕生した「いじめ反対運動」です。この運動は、「いじめ反対」のメッセージとともに、いじめの問題を個人や当事者間だけの問題ではなく、社会全体の問題と捉え、いじめの定義や、傍観者になることなどを含め、いろいろないじめの問題について考える機会となっています。

<ピンクシャツデーのはじまり>

舞台はカナダのハイスクールです。ある登校日に9年生の男子生徒(日本では中学3年生)が、ピンク色のシャツを着て登校したことをからかわれ、さらに暴行を受け、耐えきれずに帰宅してしまいました。

それを聞いた12年生(日本では高校3年生)の男子生徒2人が、いじめに反対するために何か行動しようと考えました。その日の放課後、2人はディスカウントショップへ行き、ピンクのシャツやタンクトップを大量に買い込み、その夜、クラスメートたちにメール等で、明日、一緒に学校でピンクシャツを着ようと呼びかけました。

翌朝、2人が校門でピンクシャツを配り始めると、思いもよらない光景が目飛びこてきました。

それは、すでにピンクシャツを着た生徒たちが次々と登校してくる姿でした。ピンクシャツを用意できなかった生徒は、リボンなど、ピンク色の小物を身につけて登校してきました。

2人の気持ちは一夜のうちに広まり、2人が呼びかけた人数よりはるかに多くの生徒たちが、ピンクシャツやピンク色のものを身につけて登校したことで、その日、学校はピンク色に染まったそうです。

数日後、いじめられた生徒はピンク色のポロシャツを再び着て登校してきました。

この行動がきっかけとなり、現在カナダでは毎年2月の最終水曜日を「ピンクシャツデー」とし、賛同者がピンクシャツを着て「いじめ反対」のメッセージを送っています。



生徒用リーフレット(中・高生用)

三重県 いじめ防止条例

平成30年4月1日施行

三重県いじめ防止条例は、みなさんの声も参考に策定しました。

条例には、いじめをなくすため、また、いじめからみなさんを守るための大人の責務や役割が定められています。みなさんが困った時は、大人に相談してください。また、みなさん自身も、いじめをなくすために、自分や他の人を大切にするとともに、一人ひとりの違いを理解し、お互いを尊重しましょう。そして、いじめの防止に向けて、自分たちでできることを考え行動しましょう。



三重県・三重県教育委員会

三重県いじめ防止条例（概要）

第1条 条例の目的

- ◆ みなさんが健やかに成長し、安心して生活できる社会をつくるために条例がつけられました。

第2条 いじめとは

- ◆ 「いじめ」とは、された人が心身の苦痛を感じる行為のことで、（インターネットを通して行われるものも含まれます）

第3条 条例の基本理念

- ◆ みなさんが安心して学習等の活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- ◆ いじめの問題に関するみなさんの理解を深めます。
- ◆ みなさんがいじめの防止等に向け、自ら行動ができるようになることを目指します。
- ◆ 学校だけでなく社会全体でいじめの問題を克服します。

第4条 いじめの禁止

- ◆ みなさんは、いじめを行ってははいけません。

第7条 学校や学校の教職員が取り組むこと

- ◆ みなさんの手本となれるように言葉づかいや行動に気を付けます。
- ◆ みなさんを理解し、学校全体でいじめの防止や早期発見に取り組めます。
- ◆ みなさんがいじめを受けていると思われるときは、適切に速やかに対処します。
- ◆ みなさんが自ら行う活動を支援します。

第8条 保護者が取り組むこと

- ◆ みなさんに自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育みます。
- ◆ みなさんの話を聞き様子を見守り、みなさんがいじめを受けたときはいじめから守ります。

第9条 県民の取り組むこと

- ◆ 地域においてみなさんを見守り、みなさんが安心して生活できる環境づくりを行います。

第10条 児童生徒のみなさんが取り組むこと

- ◆ 自らを大切にするとともに一人ひとりの違いを理解し、お互いを尊重するように心がけます。
- ◆ いじめを傍観することなく、学校の先生や保護者、相談機関などに相談するように心がけます。

第15条 いじめの早期発見のために取り組むこと

- ◆ 学校は、定期的なアンケートや面談を行います。
- ◆ 県は、児童生徒のみなさんや保護者の方などが、安心していじめの相談や通報ができる体制を整備します。

第17条 インターネットを通じたいじめに対して取り組むこと

- ◆ 県は、SNSの特性を踏まえて、インターネットを通じたいじめの防止に必要な啓発を行います。
- ◆ 県は、インターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視します。
- ◆ 情報モラル教育を推進します。

※ 条例の全文は、三重県のホームページにあります。

児童生徒のみなさんからの声

このような児童生徒のみなさんの声を参考に、「三重県いじめ防止条例」ができました。

いじめをなくすためにできること

- ★ 一人ひとりの違いを理解する。
- ★ 見て見ぬふりをしない。
- ★ お互いを認め合う。
- ★ 自分も人も大切にす。

先生に協力してほしいこと

- ★ いじめられている人がいることに気づいてほしい。
- ★ ささいな変化やクラスの違和感に気づいてほしい。

家族に協力してほしいこと

- ★ 話を聞いてほしい。
- ★ 普段から子どもの様子を見てほしい。
- ★ 全力で守ってほしい。

条例（ルール）をつくるとしたら

- ★ いじめを絶対にしない。
- ★ いじめをしてはいけないし、いじめられているのを見て見ぬふりをしてもいけない。
- ★ 24時間子どもが相談できる制度をつくる。
- ★ いじめを見つけたら報告・注意をする。
- ★ SNS等で他人を傷つける言動を禁じる。

地域の人に協力してほしいこと

- ★ いじめを見たら注意してほしい。
- ★ 自分の子じゃなくても見ていてほしい。

〔キッズモニターアンケート（平成29年8月3日～8月21日）（248名）
児童生徒アンケート（平成29年9月1日～9月29日）（1,934名）より（主な意見を抜粋）〕

自分や学校でできること

- ★ 学校で「いじめをなくすために」をテーマに討論会をもち、仲間意識をつくる。
- ★ 一人ひとりが周りの友達のことを「悩んでいないか」「何か変わったことがないか」などの変化を感じる目を持つ。

必要と感じるルール

- ★ 私たちは、見て見ぬふりをしない。
- ★ 私たちは、一人ひとりの個性を尊重し、認め合う。
- ★ 私たちは、SNSで悪口を言わない。
- ★ 大人は、子どもの見本となること。大人社会のいじめをなくすこと。
- ★ 大人は、いじめを絶対許さないという強い意識をもち、子どもを温かく見守る。
- ★ 保護者は、自分の子どもに、いじめについての教育をしていく。
- ★ 保護者は、子どもとの会話を増やし、毎日の学校での様子を聞く。
- ★ 学校は、定期的にいじめについて考える。
- ★ 先生は、クラスの状況を把握し、定期的に面談をする。

〔いじめの問題に対する意見提案（平成29年9月1日～10月6日）（26校）より（主な意見を抜粋）〕

高校生意見交流会での意見

- ★ 一人ひとりの個性を大切に受け入れる。
- ★ 大人が知らないふり、見ないふりをしない。
- ★ 行動する勇気が大事。
- ★ 互いを尊重し互いを知る。
- ★ ルールで縛るのではなく自主的な行動を。

〔高校生意見交流会（平成H29年8月3日、41校70名参加）より（主な意見を抜粋）〕

